市長記者会見記録

日時:2014年12月3日(水)午後4時~午後4時56分

場所:本庁舎2階 講堂

議題:1 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱(案)の策定について(まちづくり

局)

2 「私の夢、10年後の川崎のまち」映像タイムカプセル募集について(市

民・こども局)

〈内容〉

(川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱(案)の策定について)

司会: ただいまより、市長記者会見を始めさせていただきます。

本日の案件は、川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱(案)の策定について、「私の夢、10年後の川崎のまち」映像タイムカプセル募集について、話題提供といたしまして、児童家庭支援・児童虐待防止フォーラム2014の開催についての3件となっております。

それでは、初めに川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱(案)の策定について市長 から発表いたします。市長、よろしくお願いします。

市長: 皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

それでは、川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱(案)を策定いたしましたので、 発表させていただきます。お手元に配付している資料をご覧になってください。

超高齢社会の進行や供養の多様化など、供養を取り巻く環境が大きく変化する中、 住宅地や住工混在地域などに葬祭場等が設置された事例において、近隣住民から様々 なご要望が寄せられております。

こうした背景を踏まえ、このたび、葬祭場等の設置に関するルールを要綱(案)と して取りまとめたところでございます。

概要について、ご説明いたします。A3見開きの資料1をご覧になってください。

ただいまご説明した背景などを踏まえて、3、ルール化の方向性として良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的に、施設設置に関する基準、近隣住民等への説明、そして管理運営上の遵守事項の3つの柱で構成していることが特徴でございます。

その内容といたしまして、資料右側の4、要綱(案)の概要をご覧になってくださ

11

まず、1)として、対象施設は葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設などで遺体を取り扱う事業に関するものを対象といたしました。

- 2) として、事業者、市、住民等の責務を定め、事業者及び市民の相互理解と協力を促進するものでございます。
- 3) として、周辺説明の手続を定めており、事業者は、100メートル以内の土地 の所有者等である近隣住民に対し、事業計画についての説明会を開催するなど、周辺 への十分な説明を求めています。
- 4) として、葬祭場等設置に係る基準でございますが、ハード面の基準として、接 道要件、外壁後退、緑化、景観配慮、駐車場、駐輪場の設置などについての基準を定 めております。

また、ソフト面の遵守事項として、花輪の設置場所や遺体及びひつぎの搬入出、防 音・防臭対策などについて、維持管理計画書の提出を求めております。

最後に、5、今後のスケジュールといたしまして、この案をもとに、12月22日からパブリックコメントを実施し、議会・市民の皆様からご意見を伺った上で、来年2月をめどに要綱を策定してまいります。その後、関係事業者等への十分な周知を行った上で、来年4月をめどに要綱の運用を開始し、指導を強化するとともに、事業者と市民の相互理解と協力を促進し、良好な住環境の保全に資する取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

司会: それでは、質疑応答に入らせていただきます。ここからの進行は幹事社さん、 よろしくお願いします。

幹事社: よろしくお願いします。

市長: お願いします。

幹事社: 3点お願いしたいんですが、まず、この問題については、市長もたびたび、 こちらでの発言もありまして、対応に苦慮されている様子もうかがえたんですが、行 政としてこういう対応をすることにした思いというのを、もう少し具体的にお願いで きますでしょうか。

市長: 今回、この記者会見の場でも何度か言ってまいりましたけども、こういった施設ができることというのが、あまり行政として想定していなかったこともある中で、法律上の規定がないとかいったところに、先ほども申しましたけれども、近隣の人たちからいろんなご要望があるので、一定のルール化が必要だろうということで、これ

まで検討を進めてまいりました。

いずれにしても、いまだに法律上の位置づけがない中での要綱ということになりますので、おのずと限界はあるのかもしれませんが、こういったルールづくりをやってきたということであります。

幹事社: すいません、あと2点なんですが、この要綱が早ければ来年4月にも運用が始まるということなんですが、その場合の予算措置というのは、来年度どのぐらいを考えているのかということと、あと、こういった要綱は県内や全国的に事例があるものかどうかという点です。

市長: まず、3番目の質問、他都市の条例、要綱の制定の状況についてお答えいた しますが、政令市では京都市、岡山市、さいたま市で葬祭場に関する同様の要綱を策 定しております。また、東京23区では、練馬区及び荒川区などで葬祭場に関する同様のルールを策定しております。

幹事社: 内容は大体同じものですか。

市長: そうですね。

幹事社: 予算措置についてはいかがでしょうか。

市長: 予算措置、これは想定しているのかな。事務方からでよろしいですか。

総務部長: 手続等を定めているものでございまして、これに関する具体的な予算措置というものは考えておりません。

幹事社: ありがとうございます。各社お願いします。

記者: これは要綱ですから、罰則規定はないですよね。

市長: 罰則ではないです。規定はございません。

記者: だから拘束力というか、効果という点では、要するに、事業者の裁量に任せられることになるんですよね。

市長: そもそもこれは何か禁止してとかいう話ではないので、ルールづくりというか、事業者の皆さんと市民の近隣住民の皆さんとしっかりとした合意ができるような、そういったルールが必要だという趣旨でありますので。

記者: わかりました。あと、エンバーミングとか設置基準にある接道要件とか外壁 後退とかよくわからないので、簡単に説明してほしいんですけど。

市長: エンバーミングについては、お亡くなりになられて、お化粧といったらちょっと……、何ていうんでしょう、エンバーミングにはどういう表現があるのかな。

総務部長: エンバーミング施設と申しますのは、ご遺体になられてから、ある一定の保存期間をもたせるように化学的な処理を行ったり、それから、その上でお化粧を

されたりといったことを行う業務でございます。

記者: いわゆる遺体処理といっていいんですか。それとはまた違う。

市長: 処理という言葉が適切かというと……。

記者: 死に化粧とかそういうこと……。

市長: ちょっと適切ではないのかな。

記者: あと、接道要件とか外壁後退とか、これはどういう基準ですか。

総務部長: 接道要件でございますか。

記者: と外壁後退。

総務部長: 具体的には、要綱案の10条のところが、3ページから4ページにかけてございます。具体的には4ページのところでございます。接道要件につきましては、4ページの上の(2)でございまして、原則として幅員6メートル以上の道路に接するところにつくると。

記者: 何ページの部分ですか。

総務部長: すいません、要綱案のページが振っている4ページです。上の(1)から(4)までございますけれども、接道については(2)でございまして、原則として、6メートル以上の道路に接するところに設けてくださいということでございます。それから、外壁の後退基準につきましては(3)でございまして、基本的には隣地から1メートル離してくださいという基準にしてございます。

記者: あと、ほかの先ほど言った自治体の例は、後で紙でもらえないんですか。

市長: そうですね。私も言い漏らしているところがありますので、後ほどペーパー でお渡しさせていただきたいと思います。

記者: あと幹事の質問にもありましたけれども、ほかの自治体がやっているものと ほぼ変わらないと見ていいんですか。それとも、川崎ならではの独自の何か項目とか あるんですか。

市長: いや、ほぼ同様のものと見ていいですよね。

総務部長: 基本的な考え方は、ほぼ同様でございます。ただ、周辺住民との手続等については、多少違うところもございます。

記者: それと、最後に、今回こういうことになったのは、ずっといろんな市民の陳 情があったということがあると思うんですけど、これは来年4月施行で、今、もめて いるケースというのはこれに適用されるんですか。

市長: 既存の施設は適用になりませんが、例えば、今使っているのは1階だと聞いています。これが、例えば2階、3階に保管場所を増やしていく場合には対象になり

ますので、同じ施設であっても対象になってくるということです。

記者: わかりました。

市長: 今の既存の施設も、1.2倍を超えるような増築みたいになりますと、要綱の 手続きに基づき既存の施設も対象になってくるということです。

記者: 今、業者はそういう増築とか考えているんですか。

市長: いや、今は一般的な話を申し上げました。

記者: わかりました。

記者: 今、市長がおっしゃられていたことは一般論だと思うんですけれども、特定の業者が中原区で問題……、こういう施設をつくって、これがこの要綱制定のきっかけになったと思うんですけれども、市長がご把握している限りでは、今、市内には当該中原区の業者のみというご理解でしょうか。

市長: ごめんなさい、何がですか。

記者: この要綱に適用されるような業者というのは、現在、中原区で営業なさっている当該業者だけというぐあいにご承知されて……。

市長: いや、要は、今回もこのままの営業でいきますと、中原の施設も対象にはなっていません。ですから、例えば、今、申し上げましたけども、今あるものを増やすとか、2階とか3階を利用していくということになると、新たにその対象になってくると……。

記者: すいません、私の聞き方が悪かったんですけども、今、市内にこの要綱が対象とするような業者さんというのは、中原区の施設だけですか。ほかにもありますか。

市長: いやいや、いっぱいあります。それこそ葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設ということの部類でいくと、そういった意味では、実際の許可や届け出等の義務がありませんので、そういう意味では、ほんとの実数としてどうかというのはありますが、一方で、南部斎苑とか北部斎苑を利用している市内の葬祭事業者の登録件数としては111件あるということですから、相当な数があるだろうと推測されるということです。

記者: そうすると、中原区の宮内に遺体保管施設として、今年の夏だったですか、 オープンした業者以外にも、この要綱が適用される業者というのは、ほかにもまだある……。

市長: 今後、もしそれが先ほど申し上げたように1.2倍以上に増築するとかいうことになると、要綱の手続きに基づきそれは対象になってまいります。

記者: なるほど。

記者: すいません、外壁の後退といったハード面については、要綱に定めてあるんですけれども、ここに並列して紹介しているソフト面のことは、維持管理計画書で業者側が自発的に示すだけなんですか。

市長: ちょっと説明してもらっていいですか。

総務部長: ソフト面の維持管理につきましては、要綱(案)でいきますと11条でございまして、具体的には、維持管理計画書の書式が10ページのところについてございます。こういった1)から5)の内容について、まずは事業者さんにどういう維持管理計画で事業を進めていくのかということを出していただいた上で、この内容について市とも協議をしていただくという中で、適正に周辺環境が守られるような維持管理計画にしていただくということを考えております。

記者: はい。

記者: 先ほど、許可やこの件での義務がないというお話ですけれども、言葉のあやではなくてちゃんと聞きたいんですけど、維持管理計画書の提出というのは、これは 義務としてあるわけですか。

市長: ちょっといいですか。

総務部長: 現状の法令、条例等の中で特に規制が何もないということで、今回、川崎市の要綱の中ではそういうものを出してくださいという新たなルールをつくるということでございます。

記者: それは規制であり、義務づけであるということでしょうか。違うんですか。

総務部長: 要綱という形でございますので、義務づけという言い方までできるかというのはございますけれども、ルールについて、一定の基準の中で周辺との調整を進めていってくださいという内容のルールでございます。

記者: そういうことですよね。つまり法令の裏づけがあるわけじゃないという。

市長: そういうことですね。

記者: 確認なんですけれども、基準は努力規定であって、住民側の要望とかが通っていく仕組みは用意できていないということでよろしいですか。

市長: ん? 住民の最後は何ておっしゃいました?

記者: 住民側の要望が通っていく仕組みはないということでよろしいですか。

市長: 通っていく仕組みがない。

記者: 住民側の要望が生かされていく仕組みは用意されていない。

市長: それをどういうふうに解釈すればいいのかあれですけれども……。

記者: 例えば、防臭など住民側から要望があったとしても、その要望を事業者側に

聞きなさいとやっていく担保というか、そういう仕組みはない。

市長: 要するに、計画を出していただいて、良好なルールづくりというのをやっていきますが、いずれにしても、法的な拘束力だとか、罰則規定があるとかいう話ではございませんので、そういった意味では、法的な裏づけがあって、何か義務化したりとか拘束力があるという話ではないので、それがないと住民の皆さんのご意見を聞くあれがないのかと言われれば、どうなんでしょうかね。

記者: そこら辺をどうカバーしていく考えがあるんだというのがあれば。

市長: これがある意味1つのルールづくりですから、今後新しいものを設置していくときというのは、こういう手続をしていただいて、住民とのうまい関係を構築していくと、これが目的でありますので、いずれにしても、社会的に遺体保管所としてのニーズというのは高いと思っています。ですから、何か迷惑だから禁止するとかいう話では決してありませんので、そこは近隣住民の方とうまいルールづくり、繰り返しになりますが、それが重要だということです。

記者: こちらを条例にしなかったのは、もしくは、罰則がついた条例としないというのは、何らかの法令とかいったものに抵触する、あるいは、反する内容になってしまうからということなんですか。

市長: まずは、現実問題、現状がちゃんと届け出だとか許可だとかいうものがないので、正確な現状を把握できないこともベースとしてございます。それから、今後の施設需要の予測が非常に難しいことから、弾力的な対応が可能となる要綱で行おうということにしたということでございます。

それと繰り返しになりますけども、遺体の取り扱いに関する法律がないものですから、今後の法律、制定されるのかどうかわかりませんけれども、そういうものができて条例化が必要だということがあれば、そのことを検討していきたいと思っていますが。

記者: 市長の勧告まで行って、その業者が例えば言うことを聞かなかったという場合でも建物ができる可能性はあるわけですよね。

市長: 可能性としてはありますね。

記者: これは、どうでしょう。市長としていかがな結果だと思われますか。そういう事象がもしあったとした場合ですけど。

市長: 要は、法律がない中でのある意味、限界というのはあると思います。その中で、何もないという状況から一定のルールをつくってやっていくというのは、1つ前に進んだんじゃないかなと思います。これから全く何もルールもないところから、も

し今後、事業者の方が新たにこういったものを設置しようとする場合には、こういう ルールがありますということを当然市内事業者になるわけですから、しっかり守って いただくというのは当たり前のことだと思います。

記者: 法令がないんですから、他の自治体もほとんど要綱、ルール化にとどまっているということですか。

市長: 要綱と、条例でやっているところというのはございます。隣の大田区が条例でやっているということでありますけれども、いずれにしても、条例にしようが、要綱にしようが法律の……。

記者: 裏づけはない。

市長: 裏づけがないということは一緒ですから。

記者: 今、市長がおっしゃられた大田区さんは、たしか議会か区長かどっちか、議会だったかな、国のほうにこういう問題が起きているので、法律上の位置づけをしっかりするようにという要望書を出したやに聞いています。今、市として国に対して働きかけていくということはお考えになられていますでしょうか。

市長: いや、現時点ではございませんけども、まずこのことを運用していくことが必要じゃないかなと思います。いわゆる遺体の取り扱いとなると、かなり幅広い議論になるんじゃないかとは想像しますけど。単に葬祭場だとか、エンバーミング施設だとかいうことの設置だけにはとどまらないものだと思いますので。

記者: 本日から、中継もあるのであえてお伺いしますけれども、要綱と条例ってど ういう違いがあるんですか。

市長: 要綱と条例、条例はやっぱり議会の議決を得るものですから、その重みというのはあると思います。

一方で、弾力的な運用をしていくという意味では、条例よりもはるかに弾力的な運用ができると思います。

幹事社: すいません、他都市の事例のところでもう1点確認なんですが、県内では 初めてという言い方ができますか。

市長: ん? ごめんなさい。

幹事社: 県内ではこうした葬祭場に関する要綱は初めてという言い方ができるんで しょうか。

市長: そうですね。

幹事社: 県を含めてもできるという。

市長: はい。

総務部長: 遺体保管所を含めたものとしては、県内で初めてです。

幹事社: 含めないと、ちょっと違う。

総務部長: 葬祭場だけであれば、他都市でもある可能性はありますが。

幹事社: 遺体安置所を含めたというところですね。

記者: すいません、その他類する施設というのは、今のところどういったものを想定しているんですか。

市長: おそらくこういう遺体保管所自体が、今まであまり想像していなかったものだから、今後もおそらく何があるかわからないというのがあるんでしょうけど、想定しているものがありますか。

総務部長: 特に具体的には考えておりませが、基本的に先ほど市長がご説明されたとおり、遺体を取り扱う業に関する施設ということで、そのほかのものもということで拾っております。

記者: なるほど。わかりました。

記者: 今、ペットの葬祭場とか火葬施設とかいうのをやっている業者もいるんですけど、その他というのには、そういうのは入るんですか。

市長: いや、入らないです。

記者: 入らない。

市長: はい。

記者: あくまでも人。

市長: はい。

記者: あと、先ほどの質問で確認ですけど、遺体保管施設を含めた、要するに、この種の要綱をつくるのは県内では初めてと、それは間違いなく言える。

市長: そうだよね。そもそも遺体保管所に関するものというのがないわけですから。

記者: そうですよね。

市長: はい。

総務部長: 私どもが調べている限り、神奈川県内では遺体保管所を対象にしたものはないと認識しています。

記者: わかりました。先ほどおっしゃった京都、岡山、さいたま、あと23区で練馬、荒川というのは、これはもう葬祭場も遺体保管施設も全部含めた……。

市長: それは、葬祭場ですね。遺体保管所も含めたところになりますと、条例では 大田区、要綱では新宿区、北区、文京区などということになります。

記者: 新宿区、北区、文京区。

市長: はい。

記者: 全国ベースでそうですか。まあ、後で。条例でね。

司会: 質疑はよろしいでしょうか。よろしいですか。それでは、本件につきまして は終了させていただきます。

(「私の夢、10年後の川崎のまち」映像タイムカプセル募集について)

司会: 次に、「私の夢、10年後の川崎のまち」映像タイムカプセル募集について、 市長から発表いたします。市長、よろしくお願いします。

市長: それでは、「私の夢、10年後の川崎のまち」映像タイムカプセル募集について、発表させていただきたいと思います。

川崎市制90周年記念事業といたしまして、「私の夢、10年後の川崎のまち」をテーマにして、今年度10歳になる川崎市内在住の小学校4年生を対象に、映像を募集いたします。

スピーチ、楽器演奏、ダンスなど表現形式は自由ですが、映像には必ず本人が登場することが条件で、ビデオカメラやスマートフォンで撮影した15秒以内の映像となります。

応募作品につきましては、小学4年生が二十歳になる10年後の市制100周年の年に、「成人の日を祝うつどい」等で上映する予定です。

本事業を通じまして、本市の様々な地域資源や魅力の発信につながるとともに、私 たちのまち、川崎の将来のあり方について考える機会にもしていきたいと考えており ます。

また、この取組は、市制100周年を展望した地域映像アーカイブ事業のモデル事業として実施いたします。

なお、本事業は「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと川崎市で実施いたします。

詳細につきましては、後ほど別途資料をご参照いただければと思います。

私からは以上です。

司会: それでは、質疑応答に入らせていただきます。進行を幹事社さん、よろしく お願いします。

幹事社: すいません、またよろしくお願いします。

すごくべたな質問なんですが、市長ご自身の10年後を。

市長: 今回は対象となっておりませんけど、小学校4年生、10歳の子どもが対象

になっておりますので。

幹事社: 失礼しました。

市長: 小学校4年生。

幹事社: 4年生。10年後伺いたいと思うんですが、10年後の川崎のまち。

市長: 最幸のまちに相当近づいていると思います。

幹事社: 市長としていらっしゃるんですか。

市長: いや、それはわかりません。

幹事社: 失礼しました。各社お願いします。

記者: これは、今おっしゃったように自分が映っているということが絶対条件。

市長: はい。

記者: メッセージは発しなくても、映像として映っていればいいんですか。

市長: そうですね。どのような形でも音楽、スピーチであっても、楽器演奏であっても、ダンスでもいいということであります。本人が映っていればいいと。

記者: 私の夢と10年後の川崎のまちですから、僕、私の夢を語って、なおかつ10年後に川崎のまちというのは、例えばこうなってほしいなとか、そういう希望なんかもビデオメッセージに載っけてくださいということですか。

市長: そうですね。

記者: これも同じような質問で恐縮ですが、ほかの自治体ではこういう、子どもに 10年後とか、何年後のタイムカプセルってよくあるけれども、こういうビデオで募集して残すというのはある……。

市長: どうなんですかね。聞いたことがないですけど。

記者: 私もあんまり聞いたことがない。

市長: ちょっと聞いたことないですね。ですから、今回映像で撮りためてというのは。

記者: 特定の人に語ってもらって残すというのはあると思うんですけど、募集して 応募するというのはあんまり例がないような気がするんですが。

市長: そうですね。小学校4年生全てに呼びかけをいたしますので、対象者1万2, 000人ぐらいいらっしゃる。

記者: 1万2,000人。

市長: はい。

記者: これは1人1作品というか、限定はあるんですか。例えば、1回送りたいとか3回送りたいとか。

市長: 当然、これは1人1作品ですよね。

記者: の予定。

市長: はい。

記者: これもすいません、ほかの自治体の例とか同種の例があったら、調べられる限りでいいから教えてほしいんだけど。

市民文化室担当部長: 映像を募集する形で事業を自治体でやっているところはございますけれども、私どもが調べた限りでは、こういった形で、特に10年後という限定をかけた上で、映像タイムカプセルという形でやっている自治体は今のところないとは把握してございますけど、もう一度私どもで調べられる範囲でお調べしたいと思います。

記者: お願いします。

記者: これは、後ろを見るとSDカードとかで送ってもらって、それを市役所が10年間保管していてくれるということですか、理解としては。

市民文化室担当部長: 私どもで責任をもって保管して、その間に編集作業等もございますけれども、本格的な上映は10年後という形で今のところ想定してございます。

記者: これは、例えば、私の世代だと万博やなんかに行ったときに、10年後の自分宛てにはがきとかが出せるようなのがあったんですけれども、出しているのを忘れちゃって来てびっくりみたいなこともありましたが、これは例えば応募してくれた人に、そのときに、10年したら連絡があったりはするんですか。

市民文化室担当部長: こちらからは積極的に個別のご連絡ということは想定してございませんで、チラシの裏面にもございますけれども、それぞれの方がお引っ越しになったとか、そうしたときはご連絡してくださいということで、一応データとしてはきちんと保管してと思ってございます。

でも10年後ということですので、そのときに、また市政だより等があれば、そこで広報いたしますし、その時点でまた改めて広報のあり方、あるいは、戸別連絡も含めて検討させていただきたいと思っておりますが、とりあえず10年間は応募者のデータをきちんとメンテナンスしていこうというつもりでおります。

記者: 市が10年間、保管しているということですね。

あと、これは市長にふわっとした質問なんですけれども、こういった小学校4年生、 一番心がやわらかくて、10年前は生まれたばかりだけども10年後は二十歳という 折り返し地点の子たちに、どんな作品をつくってもらいたいと思っていますか。

市長: やっぱりご自身の夢なり、希望に満ちた映像がいっぱい送ってくれるという

のを期待したいと思います。

記者: 市長のお子さんはまだ対象外ですか。

市長: ちょうど10歳ですね。そういえば今、僕、小学校4年生と言っていて、「あっ」と、うちの子どもも対象でした。

記者: 上のお子さんにもぜひ応募を。

市長: そうですね。

記者: ありがとうございます。

市長: 余談になりますけど、10年って、音楽のまちづくりをやって10年、ミューザ10年と、今年迎えましたけど、子どもたちにずっと音楽のまちづくりの一環でいろんな、子どもたちに対する授業だとか、あるいは、ミューザに来てもらうということをやってきましたけど、10歳、小学校4年生ぐらいの子が10年たつと、二十歳になっているということですから、子どものときから町のことを考えるとか、将来、自分のことについてよく考えるという機会が川崎市と映像のまち推進フォーラムで一緒できるというのはすごくいいことだと個人的には思っています。

記者: せっかくですので、これは質問というよりは意見になってしまうかもしれないんですが、DVDとかSDカードといったもので応募するというのは、お互いに結構色々もったいないですよね。市民としたらこのカードがなくなっちゃうわけだし、窓口とかで受け付けるといったら、窓口の人なんかも色々ごちゃごちゃ手続もあるわけだし、どうしてこれはメールのアドレスまで書いたのに、メールでやらないんですか。Wi-Fi化も進めているのに。

市長: 参考とさせていただきたいと思います。

記者: 失礼しました。

司会: よろしいでしょうか。いいですか。じゃあ、本件につきましては、ここまで で終了させていただきます。

《市政一般》

(児童家庭支援・児童虐待防止フォーラム2014の開催について)

司会: それでは、引き続き、市政一般となりますが、初めに話題提供といたしまして、児童家庭支援・児童虐待防止フォーラム2014の開催について、市長から説明させていただきます。市長、よろしくお願いします。

市長: それでは、川崎市児童家庭支援・児童虐待防止フォーラム2014について ご説明いたします。 このたび、市制90周年記念事業の一環として、平成26年12月22日の月曜日午後6時からエポックなかはらホールにて、児童家庭支援・児童虐待防止フォーラム2014を開催いたします。

現在、全国的に核家族化の進行や家庭と地域とのかかわりの希薄化などにより、子育て中の保護者、特に母親が孤立しがちになり、子育てに不安感や負担感を持つ人が増えております。本市においても同様の状況ではないかと考えております。

今回のフォーラムでは、「子どもを大切にする」、「子どもを地域で見守り育てる」を テーマに、川崎フロンターレ所属であります中村憲剛さんをお迎えして、私と浅野市 議会議長の3者によるパネルディスカッション形式での子育て奮闘パパの座談会を開 催いたします。

それぞれの職務を通じた子どもへの思いや、私たち大人が今、何をすべきなのか、 また、私も含めた子育て中の父親が地域社会の一員として何ができるのか、市民の皆 様と一緒に考え、行動してもられるきっかけとなればと考えております。

私自身もパネリストとして参加させていただき、ふだん着の3児の父親として皆様と一緒に子育てについて考え、行動するきっかけにしたいと考えております。

ぜひ市民の方々にも奮ってご参加いただければと思っています。

私からは以上です。

司会: それでは、質疑応答に入らせていただきますけれども、市政一般にあわせて 質疑ということでよろしくお願いいたします。では、幹事社さん、よろしくお願いし ます。

(衆議院議員選挙について)

幹事社: 一般質問のほうをお願いしたいんですが、やはり選挙の質問を伺いたいと思いまして、昨日公示されて、本格的な選挙戦が始まりました。その中、市内の特に18区に注目しているんですが、野党共闘が崩れて、地方の県議や市議が党を超えた応援をしている陣営もあり、また昨日第一声、各地を回ってきたんですが、福田市長の誕生の原点という発言をされている陣営もありまして。

市長: ええ? そうですか。

幹事社: その18区の情勢をどのようにご覧になっているのかというのと、あと、 応援演説の依頼、また予定というのはございますでしょうか。

市長: まず、応援依頼はございませんので、その予定はございません。ということと、情勢ですか。18区をどう見ているかですか。

幹事社: 18区に限らなくてもいいんですけど。

市長: どう見ているか、難しい質問ですね。

幹事社: ちょっとピンポイント過ぎますよね。

市長: いやいや、18区、だから本当に候補者が乱立していますけど、その分、有権者の選択肢は広がっているという意味では、いいんじゃないかと思いますけど。すいません。

幹事社: 失礼しました。各社お願いします。

記者: 選挙なんですけれども、解散する前に一度聞いているんですが、改めてこの 選挙の争点は何なのか、何が問われているのか、この期間2週間ぐらいあったのです が、市長としてはどのように感じていらっしゃいますか。今でも何だかわからないと いうことなのか。

市長: そうですね。正直、増税しないことを判断してもらう追認のというのは、あまり争点化にならない、なじまないだろうと僕は思っているので、その思いは前とあまり変わっていませんが、ただ、しかし、今回公示されて、各党の政策が、新聞でも各党のマニフェストみたいなものが並んでおりますので、そういった意味では、総合的な政策のパッケージとしてどう選択していくのかというのは、毎回の国政選挙で当然のことでありますけれども、個別な案件というよりも、政策パッケージで選んでいくということなんじゃないかとは、政策が出そろいましたので、そういう思いは持っておりますけども。

記者: 市長は有権者としては、今言ったように、何か基準というか、それぞれ基準をどう持って選べばいいという、何かありませんか。

市長: 僕はいつも国政選挙のとき思うんですけど、ワンイシューは絶対よくないと思っているんです。要は、1つの政策で、国政はそのワンイシューが重要なテーマなのかもしれませんが、しかし、それだけでは全然ないので、いわゆるパッケージとしての政策というのが私は大事だと思っていますので、そこを有権者の皆さんがしっかりとよく見るということだと思うんです。

記者: そのワンイシューというのは、要するにアベノミクス。

市長: というか、今までの選挙で、例えば郵政解散とか、色々ありましたけども、このテーマだけで何か是非を、イエスかノーかという選挙というのは、僕は本当によくないと思っているので、アベノミクスの是非を問うというのは、安倍総理のお話ですけども、各党それぞれ訴えたいことが出ておりますので、政策パッケージをしっかり見るべきだと僕は思っています。

記者: 先ほど応援の演説の依頼がないというお話で、するつもりはないとおっしゃっていましたけども、実際、これから依頼があった場合、どうなんでしょうか。

市長: 基本的には、この前の記者会見のときにも申しましたけれども、市政に専念するということでありますので、国政選挙にはかかわらないと思っています。

記者: 同じような、何回も同じ質問なんですけど、今言ったように応援しないということですが、18区のある候補に関していえば、市長選の選対本部長を務めたこともある方が出ていらっしゃって、もう一方、ある候補は市長が仕えていた方が応援されている、義理というか、色々複雑に絡んでいるので、どっちがどうという話じゃないと思うんですが、相手方として見れば市長の応援というか一言あるとうれしいなと、依頼はしていなくても思っていると思うんですけど、その辺、バランスがどっちかということにはできないから行かないということなんですか。

市長: いや、というよりも、すいません、つまらない答えになっちゃいますけど、 とにかく市政に専念するということで、それ以上、それ以下でもないという感じです か。

記者: 自民党に気を使っているとかいうことでは。

市長: いやいや、どこの政党にということではないですから、ある意味、前にも何か言ったことあるかもしれませんが、要するに、どこの政党も僕は応援、推薦されたわけではないので、ある意味フラットな状況で見ていますから。

記者: すいません、今のことで重ねて同じ答えになってしまうかもしれないんですけれども、市長選のときに、とても市長の力になってくださった県議さんが東北からお出になられることになりましたが、例えば、それは助けてもらった、助けてやったとかいうことよりか、もっと同志的なつながりのある方だったように認識しているんですけれども。

市長: そうですね。

記者: 例えば、彼の応援に、県外の東北まで行くであるとか、あるいは、彼のご出 馬について、どういうぐあいにお捉えになられているか、もしご所感があれば。

市長: 僕は政党を応援するとかいうことではなく、でも政党の候補者になってしまいましたから非常に複雑な思いですけれども、しかし、僕は個人的には今すぐにでも飛んでいって応援をしたいと思っていますが、でも、実際物理的に不可能なので、それはできないということです。

記者: お話ししましたか。

市長: しました。

記者: 何ておっしゃっていましたか。

市長: いやいや、とにかく新天地なので頑張るということを言っていましたから、 ぜひ頑張っていただきたいと思っています。

記者: 18区に出ている候補に関しては、そういう思いはないということですか。

市長: いやいや……。

記者: 今の話だと、飛んでいってというほどでもないと。

市長: いやいや、そういうことではございません。

記者: そういうことではない。

市長: そういうことではございません。

記者: 関係性の違いということですね。

市長: そういうことではございませんが、吉田元県議にしても、市政に専念するから、「ごめん、行けない」ということですから。

記者: なるほど。これは国政選挙に関して、今回の選挙にかかわらず、首長が自分の出身の政党だとかいうのは別としても、無所属の首長が、国政選挙に応援に入るだとかいったものに関しては、今後、市長はこれから色々選挙もほかにもあると思うんですけど、どのように捉えておられますか。今選挙というよりも。

市長: これは、行政の長という立場と、政治家としての両面の立場がありますので、 川崎市にとって、国政選挙に行って自分が応援することが市にとってプラスになると いうことだとか、総合的に勘案すると、そういうことを応援することは十二分に今後 あり得るとは思いますけれども、しかし、今そういうふうに感じているかというと、 そうでは今はないなと。

記者: すいません、関連して。松沢議員が次世代の党に移られましたが、そのこと について所感をお願いしたいんですけど。

市長: 所感ですか。難しいですね。ご自身の選択ですから、そこにつけ加えたりするのも失礼な話だし、ですから、特に所感等はございません。

記者: 誘われたりはしませんか。

市長: そんなのはありません。

記者: 今の関連ですが、一方で、ここ何回かを見ていると、国政選挙も市長選よりかは大分高いんですが、投票率が残念になっています。今回、冬の選挙ということと、市長冒頭おっしゃられたように、若干争点がぼけている感じもあるので、投票率が低くなってしまうかもしれないというのもあると思うんですが、選管さん頑張っていらっしゃると思うんですけれども、有権者の方々に、どこの党を支持するということで

はなくて、選挙に行ってほしいという思いでいられるのか、何か呼びかけのようなも のがあったら。

市長: 絶対に投票に行ったほうがいいと思います。というか、ある意味 4 年間を託すわけですから、その 4 年間を託すのが誰なのかということを選択しないなんて僕には考えられないし、選択しないという選択が。ですから、そんなお任せ民主主義はだめだと、絶対に 1 票を行使して、まさに民主主義ですから、自分たちが主権者として行使することが絶対必要だと思っているので、絶対棄権はしないでくれということは思います。

記者: 市長も行かれますよね。

市長: 絶対に行きます。

記者: 市長自身は安倍政権に対してどのような評価というか認識を持っていらっしゃいますか、この2年間について。

市長: いわゆる景気改善の兆しが見えてきたということについては、評価できるんではないかと思いますけれども、一方で、よく言われているように、それにかかわる課題というのも出てきていることは確かだと思いますので、そこは諸手を挙げて賛成ということではありませんけれども。

(ヘイトスピーチについて)

記者: すいません。ヘイトスピーチの関係で、昨日も何かアクションがあったと思うんですけど、実際、議会のほうに国に対してヘイトスピーチを規制する法規制をつくってくれと自治体にお願いする民団の方が出てきているんですが、そのことについて、今後、市として国に対してヘイトスピーチを規制してくれとかいうお願いを陳情する予定とか、そういうお考えについてありますか。

市長: 議会にも提案されたということですから、少し議会ともご相談しなくちゃいけないと思いますし、あるいは、仄聞しているところによると、神奈川県にも横浜にも行かれるということでありますから、そういった自治体とも今後の対応について情報交換はしていきたいと思っていますが。

記者: 今まで四、五回川崎市でやられていることについてはどう思われますか。全部市役所の前でやられていますけど。

市長: これはすごく難しくて、どこがヘイトなのかという定義づけが非常に難しいという、その難しさがあると思います。だから、例えばあれがヘイトスピーチなんだといって、どこがって、どこの部分がと言われると、なかなか難しいと聞いておりま

すし、どういうことを言っているかという話のメモ書きみたいなのを僕は見たことが あるんですが、必ずしも、これってヘイトスピーチなのかと、どう判断していいのか わからない難しさがあると思うんです。

ルールづくりだとか、あるいは、法律でとかいう話だと、相当難しいんじゃないか と思うんですけど、ただ、諸外国の例もあるみたいですからね。

記者: そういうのを見て判断する、したい。

市長: そうですね。

記者: わかりました。

(横浜市の中学校給食について)

記者: すいません、2点。今日の横浜市議会で、教育長が業者によるお弁当を2016年度に始めますという話をされたようなんですけれども、川崎市は2017年の2月に中学校給食を始めることを決定しましたが、横浜市の給食の動きについて、他の自治体なのでとやかく言えないということはあると思うんですけど、どのようにご覧になりますか。

市長: とやかく言う立場に全くないのであれなんですが、川崎市としては、とにかく温かいおいしい給食、この前、橋下市長とふりかけ論争みたいなのを見ていましたけど、あんな冷たいのにならないようにしなくちゃいけないなとほんと思いますよね、ああいうのを見ると。

(交通局への労働基準監督署による是正勧告について)

記者: わかりました。もう一つ、昨日、交通局がバスの運転手さんの超過残業で是 正勧告を受けました。公務員として法律を遵守する立場のところがこういうのを受け るのは極めて恥ずかしい話で、お粗末な話だと思います。

一方で、市の財政が厳しいから一般会計から交通局にそんな繰り入れられるわけでもなく、人数が無限に増やせるわけでもないんですが、この問題をどういうぐあいに捉えられて、抜本的にこれを解決していくためにはどういうことをしていくべきなのか、交通事業管理者、交通局長が一義的な判断をすべき人だと思いますけれども、任命権者として市長はどういうぐあいにお考えになりますか。

市長: これは是正勧告を受けたということは、本当におっしゃるように、ちょっと 恥ずかしい……、ちょっとというかかなり恥ずかしいことで、早急に労務管理を厳正 にやるように交通局長には指示をしたところですけれども、早期に是正されることを 徹底してやっていきたいと思っています。

記者: 背景にあるのは運転手さんの不足ということであって、一方で、交通局は基本的には運賃で賄わきゃならないところに市から、一般会計からの繰り入れもあって、それで何とか動かしています。

残業を減らすためには人を増やしていくしかないと思うんですけれども、例えば、 ここにもうちょっと公費を投入して、人を増やしていくやり方というのはオプション としてはありなんでしょうか。

市長: まず、人を増やすという前に、時間外のところとか労務管理をしっかりやって、適正化していくことが重要だと思っていますので、人を増やすことありきじゃなくて、ちゃんと労務管理をやると、そこから始めないと、そこがまずなっていないわけですから。

記者: 一方で、労務管理するということなんですが、ダイヤが過密だという意見も あると思うんですが、ダイヤ見直しとかいうことについては。

市長: そのあたりもしっかりと精査していきたいと思いますけども。

(市長記者会見ネット動画配信について)

記者: 今日からライブ配信が始まったということで、今、見ている方がいらっしゃる……。

市長: このカメラですか。

記者: はい。このカメラということなんですけども、ライブ配信が始まったことについて、どういうふうに感じていらっしゃいますか。

市長: やはりリアルタイムで見てもらうというか、文字で見るものも重要なんですけど、どういう雰囲気で、どういう質問を受けて、どうしゃべっているのかということを見ていただくのは、オープンな市政を目指している上で非常に重要なことだと思いますので、ぜひ関心を持って見ていただければと思っています。

(川崎タイ・ラオス経済ミッション団の派遣の成果について)

記者: 市長、先日の東南アジアへの経済ミッションなんですけど、成果と簡単なご報告があればいただきたいんですが。

市長: そうですね。まず正式なミッションとしてはタイ、ラオスだったわけですけれども、それに先だってベトナムも1泊でありましたけれども、行ってまいりまして、かわさきマイスターの活躍ぶりを見てまいりまして、すばらしいことをやられている

なと、これはまた詳しくぜひ皆さんの前でゆっくり報告したいと思いますが、タイ、ラオスについても、例えば、川崎市内の電気自動車をつくっているベンチャー企業とタイの大手自動車会社が提携を結んで、いよいよ川崎発の電気自動車がタイを拠点としたASEANに進出するということは非常に川崎の元気を世界に見せつけるというか、そういった具体的な事例も出てきましたし、いろんなところで今回、覚書を結びましたので、これが単なるペーパーに終わらせることなく、しっかりと将来のマーケットということを見据えて、企業の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

1回、本当にどこかのタイミングで、このことをもう少し詳しく皆様にご報告したいと思っていますけど。

司会: 質疑はよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、市長記者会見を終了いたします。どうもありがとう ございました。

市長: ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号:044(200)2355